

令和3年9月9日

市内認可保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所
私立幼稚園 ご利用の保護者の皆様へ

豊見城市長 山川 仁
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 登園自粛について（要請期間再々延長）

平素より本市、教育保育事業及び新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、県内の新型コロナウイルス感染者数の状況は、減少傾向にありますが、「警戒レベル判断指標」は未だ第4段階にあり、直近一週間の人口10万人あたりの新規感染者数は、全国で最悪の状態が続いており油断できない状況にあります。

保護者の皆様には、度重なる自粛要請に大変ご不便をおかけしますが、集団感染のリスクを回避するための措置であることにご理解とご協力をお願いし、仕事を休むことが困難な保護者を除き、下記のとおり登園自粛要請期間を再々延長致します。

(登園自粛した期間に応じて保育料等について、日割で減免致します。)

【登園自粛要請期間】令和3年8月2日(月)～9月30日(木)
(緊急事態宣言期間中) ※流行の状況をみて期間を変更する場合があります。

<保護者のみなさまへの大切なお願い>

- 園児に体調不良（発熱、咳、鼻水等）の症状がある場合は、登園自粛してください。
- 同居家族に陽性者、濃厚接触者（疑い含む）のいる場合は、登園自粛してください。
- 健康維持や生活に必要な場合を除き、ご家庭においても外出自粛の徹底にご協力ください。
- 県外への往来（帰省を含む）の自粛と、やむを得ず往来する場合は、帰沖後2週間の登園自粛を可能な限りお願いし、日々の健康観察及びPCR検査を受けてくださいますようご協力ください。

【問い合わせ先】豊見城市 福祉健康部 保育こども園課 TEL850-5088

令和3年8月 4日
(一部変更)令和3年8月13日
(一部変更)令和3年8月27日
(一部変更)令和3年9月 9日
豊見城市方針

新型コロナウイルス感染拡大防止を図る特例措置について

1.登園自粛要請について

県内の新型コロナウイルス感染者数の状況は、減少傾向にありますが、「警戒レベル判断指標」は未だ第4段階にあり、直近一週間の人口10万人あたりの新規感染者数は、全国で最悪の状態が続いており油断できない状況にあります。

そこで、市内教育保育施設等における感染拡大のリスク回避を行うため、家庭保育をご協力いただける保護者の皆様に対し、登園自粛要請期間を再々延長する事と致しました。

保護者の皆様にご負担いただいている保育料や給食費についても、特例措置として利用日数に応じた減免を引き続き行うことと致します。

2.登園自粛要請期間（緊急事態宣言期間中）について

8月2日(月)～9月30日(木) ※流行の状況をみて期間を変更する場合があります。

3.登園自粛期間における給食費、保育料の特例措置について

(1)1・2号認定こども（3～5歳クラス）の給食費について

対象施設：市立（保育所・認定こども園）、私立（保育園・認定こども園）、
公私連携型認定こども園

特例措置：上記の登園自粛要請期間において、各施設が徴収する給食費を概ね利用日数に応じた日割料金とします。（日割料金については、各施設にお問い合わせ下さい。）

(2)3号認定こども（0～2歳クラス）の保育料について

対象施設：市立保育所、私立（保育園・認定こども園・小規模保育・事業所内保育）

特例措置：上記の登園自粛要請期間において、市が決定する保育料を利用日数に応じた日割料金とします。正規保育料と利用日数に応じた日割料金の差額（過払い分）については、後月負担分の保育料に充当します。（日割料金については、児童の利用実績を各施設から報告してもらい、後日、各保護者へお知らせしますが、対象者多数となることが予想されますので処理に数か月程度の猶予をいただきます。）

(3)「育児休業からの復職」及び「求職活動」の事由により入所している場合の期間延長について

認可保育所等に入所している児童の保護者で、8月中に復職することが要件となっている方、また保育を必要とする事由が求職活動であり、その期間が8月末または9月末となっている方については、一時的にそれぞれの期間を延長することができる場合があります。詳しくは市役所保育こども園課（TEL850-5088）までお問い合わせください。